

# 上天草市生活交通ネットワーク計画に基づく路線バスモニタリング調査等委託業務仕様書

## 1 委託業務名

上天草市生活交通ネットワーク計画に基づく路線バスモニタリング調査等委託業務

## 2 概説

本仕様書は、「上天草市生活交通ネットワーク計画に基づく路線バスモニタリング調査等委託業務」についての仕様を規定するものである。

## 3 業務の目的

本市においては、平成25年2月に「上天草市生活交通ネットワーク計画」（以下「ネットワーク計画」という。）を策定し、本計画に基づき、持続可能な生活交通ネットワークを構築するため、路線バス等の見直しを実施しているところである。

そうしたなか、平成26年度にはネットワーク計画の「生活交通導入ガイドライン」に基づき、路線バスの運行継続基準「平均乗車密度1.0人以上かつ1日当たり輸送量3.0人以上」に満たない6系統に対して、運行内容を見直し（うち1系統は廃止）、平成27年10月からその内容を反映した5系統を新たに運行している状況である。

本業務は、運行見直しを行った5系統を対象に、利用状況等のモニタリング調査を実施し、その調査結果の分析・評価を行うことで、各路線の運航計画の更なる見直し等の方向性について検討することを目的とする。さらには、ネットワーク計画に規定している乗合タクシー等に関しても、既存の利用状況等を整理し、今後の改善策や利用促進策等について一体的に検討することとし、当市の地域の実情に応じた持続可能な交通体系の計画について委託するものである。

## 4 上天草市生活交通ネットワーク計画の概要

本計画は、本市の生活交通全般に対する基本理念、基本方針及び施策の方向性を示した「基本計画」、その「基本計画」に基づき生活交通の運行判断基準などを定めた「生活交通導入ガイドライン」、同ガイドラインに沿って個別具体的に施策の実現方法を示す「実施計画」から構成されている。

### (1) 基本計画

#### ア 路線バスの運行効率性の向上

- 地域の実情に応じた路線バスの運行形態の見直し
- 路線バスと乗合タクシーの役割分担の明確化
- 路線バスの利用促進 等

#### イ 交通空白地域の解消（交通弱者の利便性向上）

- 既存の生活交通（路線バス、乗合タクシーなど）の有効活用
- 地域の実情に応じた持続可能な運行形態の検討
- 住民、事業者、行政が一体となった運行に係る協働体制づくり 等

#### ウ 新たな交通アクセスの導入

- 主要駅・空港から上天草市への二次交通アクセスの強化
- 上天草市市内における市内三次アクセスの強化
- 公共交通機関相互の連携機能強化（熊本駅・交通センター等）
- 魅力的な交通サービスの開発（旅行商品） 等

#### (2) 生活交通導入ガイドライン

本ガイドラインは、公共交通機関を利用した市民の移動手段の確保に配慮しつつ、本市の実情を十分に踏まえた適切かつ効率的な運行に資する生活交通導入の基準を定めたものである。

##### ア 路線バスが運行している地域

「運行継続基準」（平均乗車密度1.0人以上かつ1日当たり輸送量3.0人以上）を設定し、基準を満たす場合は継続運行、満たさない場合は運行形態の「改善可能性」等を検討して運行を実施。それでもなお、「運行継続基準」を満たさない場合は他モード（乗合タクシー）への移行を検討。

##### イ 路線バスが運行していない地域（交通空白地域）

「交通空白地域の位置づけ」（原則、各行政区内の地域が既存バスのバス停より半径250m以遠に位置する行政区）を明確化。交通空白地域における「乗合タクシーの導入要件」を制定。また、「運行継続基準」（収支率33%以上（2.5人以上））を設定し、基準を満たす場合は運行を継続するが、満たさない場合は、運行形態の見直しを行い運行（2回目）を実施。それでもなお、「運行継続基準」を満たさない場合は、乗合タクシーを廃止しその他の対策を検討。

#### (3) 実施計画

本実施計画については、「基本計画」に基づく「生活交通導入ガイドライン」に沿って、「路線バスの運行効率性の向上に向けた取組み」、「交通空白地域の解消（交通弱者の利便性向上）に向けた取組み」、「新たな交通アクセスの導入に向けた取組み」について、個別具体的な実現方法を示している。

## 5 委託業務の内容

### (1) 今回のモニタリング調査対象路線

平成27年10月に見直した対象系統は以下のとおり。

- ・ 松島～柳～さんばーる
- ・ 松島～知十・教良木・小麦・内野河内～赤崎
- ・ さんばーる～治郎田～宮島～さんばーる
- ・ 教良木～小麦・内野河内～赤崎
- ・ さんばーる～瀬高～樋合～松島庁舎

## (2) 実態等の調査

(1) の対象となる5系統及びこの系統と同じ路線を運行する系統について、路線バスの利用状況等を把握することを目的に、乗降調査を行うこと。なお、乗降調査の実施に当たっては、調査員が路線バスに乗り込み、路線バス乗車人数（バス停毎）の目視及びその他有効な手法により、平日・土曜日・日曜日それぞれ1回/日以上実施すること。

## (3) 既存資料等の整理・分析

交通事業者から提供される路線バスに関するデータ（乗降 OD、利用者数、運行経費等）や上天草市総務企画部企画政策課（以下、「主管課」という。）から提供される乗合タクシーに関するデータ（乗降 OD、利用者数、運行経費等）について、整理するとともに、利用状況等に関する分析を行うこと。

## (4) 運行状況の評価

5(2)、(3)の結果を元に、路線バス及び乗合タクシーに関する運行状況の評価を実施すること。

特に路線バスについては、5(2)で明らかになった調査結果を参考に、平成27年10月実施の運行形態の見直し結果に基づく利用状況の変化や沿線住民への影響等の評価を行うこと。

## (5) 今後の方向性の検討、先進事例の調査

### ア 運行計画の見直し、素案の作成

5(4)の評価結果を元に、路線バス及び乗合タクシーに関して、運行継続基準を参考として、運行継続の有無や運行見直しなどを検討し、運行計画（素案）を作成すること。作成する際は、以下を想定したシミュレーションを実施し、その結果を取りまとめ、運行継続基準を満たすか否か分析すること。

- ① 1日当たりの運行本数の減
- ② 1週間当たりの運行日数の減（隔日運行、平日のみ運行など）
- ③ 運行ダイヤの見直し（回送運行から実走運行への切り替えを含む）
- ④ 運行ルートの見直し（その他路線バスとの競合とならないこと）
- ⑤ 運行車両の見直し（中型から小型へ）

また、当該素案を元に主管課が住民説明会等を開催する際に、資料作成等のサポートを行うこと。当該説明会等で出た意見を運行計画（素案）に反映させ、運行計画（案）を作成すること。

### イ 先進事例の調査

他市町村等が運行する路線バス等に関し、利便性向上・利用者の増加・運行経費の抑制及びその他路線バスの運行改善が可能となる成功事例の背景・内容・効果につ

いて、3例以上調査すること。

ウ 今後の方向性の検討

上記5（5）（ア）（イ）における検討、調査を元に、当市の今後の公共交通政策の方向性について検討すること。

（6）会議等の運営補助事務（事務局の事務補助）

住民説明会、上天草市地域公共交通会議の運営補助事務を行うこと。

ア 会議資料の作成

（ア）主管課から交付される資料（原稿）を必要部数印刷し、会議の開催前までに会議会場にセットすること。

（イ）主管課からの指示により、議事に必要な資料を収集・分析し、資料として必要部数を印刷し、会議の開催前までに会議会場にセットすること。

（ウ）その他必要な資料については、主管課の指示により、会議の開催前までに会議会場にセットすること。

イ 会議への出席と助言

会議への出席を行うこと。なお、会議の席上事務局のサポートを行うこと。

ウ 議事録等の作成

会議開催日の翌日から起算して、10日以内（10日目が閉庁日に当たる場合は翌開庁日）に、会合名（開催回数を含む。）、開催場所、開催日時及び構成員等の発言内容を記録した議事録を作成し、主管課に提出すること。

6 委託期間

契約締結の日から平成29年3月17日（金）まで

7 納入成果物

- （1）業務報告書（紙ベース10部）
- （2）（1）業務報告書の概要版報告書（紙ベース20部）
- （3）（1）及び（2）を格納した電子データ（CD-R）1枚

8 検査

完了検査は、納入成果物により実施する。

9 知的財産権等

- （1）受託者は、本契約に関して上天草市が開示した情報等及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること（公知の情報等は除く）。

なお、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事

前に主管課に承認を得ること。

- (2) 本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含む全ての著作権及びノウハウ（営業秘密）は上天草市に帰属し、上天草市が独占的に使用するものとする。ただし、受託者は、本契約履行過程で生じた著作権及びノウハウ（営業秘密）を自ら使用又は第三者をして使用させる場合は、上天草市と別に定める使用契約を締結するものとする。

なお、受託者は上天草市に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

- (3) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、上天草市が特に指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続を行うこと。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に主管課の承認を得ることとし、上天草市は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

- (4) 本契約に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の要因が専ら上天草市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、上天草市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- (5) 受託者は、本件請負に係る契約の履行に当たり、本契約の全部を一括して第三者に委託させる（以下「再委託する」という。）ことはできないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託する場合は、受託者はあらかじめ当該第三者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を主管課に提出し、承認を受けなければならないこととする。

なお、受託者は主管課から承認を受けた内容を変更しようとするとき、あるいは、当該第三者が更に再委託する場合についても、同様に主管課から承認を受けなければならないこととする。

## 10 個人情報に関する取扱い

本件委託業務の履行及び作成された成果品における個人情報の取り扱いについては、以下に定めるとおり取り扱うものとする。ただし、委託者において「プライバシーマーク制度（※）」を導入されている場合はこの限りでない。

- (1) 市の業務委託により得た顧客情報は、顧客本人の了承を得ないまま委託業者の他の業務に使用してはならないものとする。
- (2) 必要性を十分検討し、個人情報の取扱いについて必要最小限にするとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないよう配慮するものとする。
- (3) 当該個人情報を正確なものに保つよう努め、登録された個人情報について本人が確認

する手段を講じ、過誤等のあるときは、本人の請求に基づき削除又は訂正ができるものとする。

(4) 収集から廃棄に至るまで、適切に取り扱うものとする。

(5) 上記に定めるもの以外については、上天草市個人情報保護条例に基づき、取り扱うものとする。

※プライバシーマーク制度

日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度

## 1 1 その他

(1) 本件の実施に当たり作業進捗状況等を主管課に報告すること。(毎月1回以上)

(2) 疑義については、主管課に照会し、その指示に従うこと。

(3) スケジュールは、契約を締結した翌日から起算して、10日以内(10日目が閉庁日に当たる場合は翌開庁日)に作成し提出すること。

なお、提出に当たっては、あらかじめ主管課の承認を得ること。ただし、スケジュールについては適宜見直すものとする。

(4) その他、詳細については主管課の指示によること。